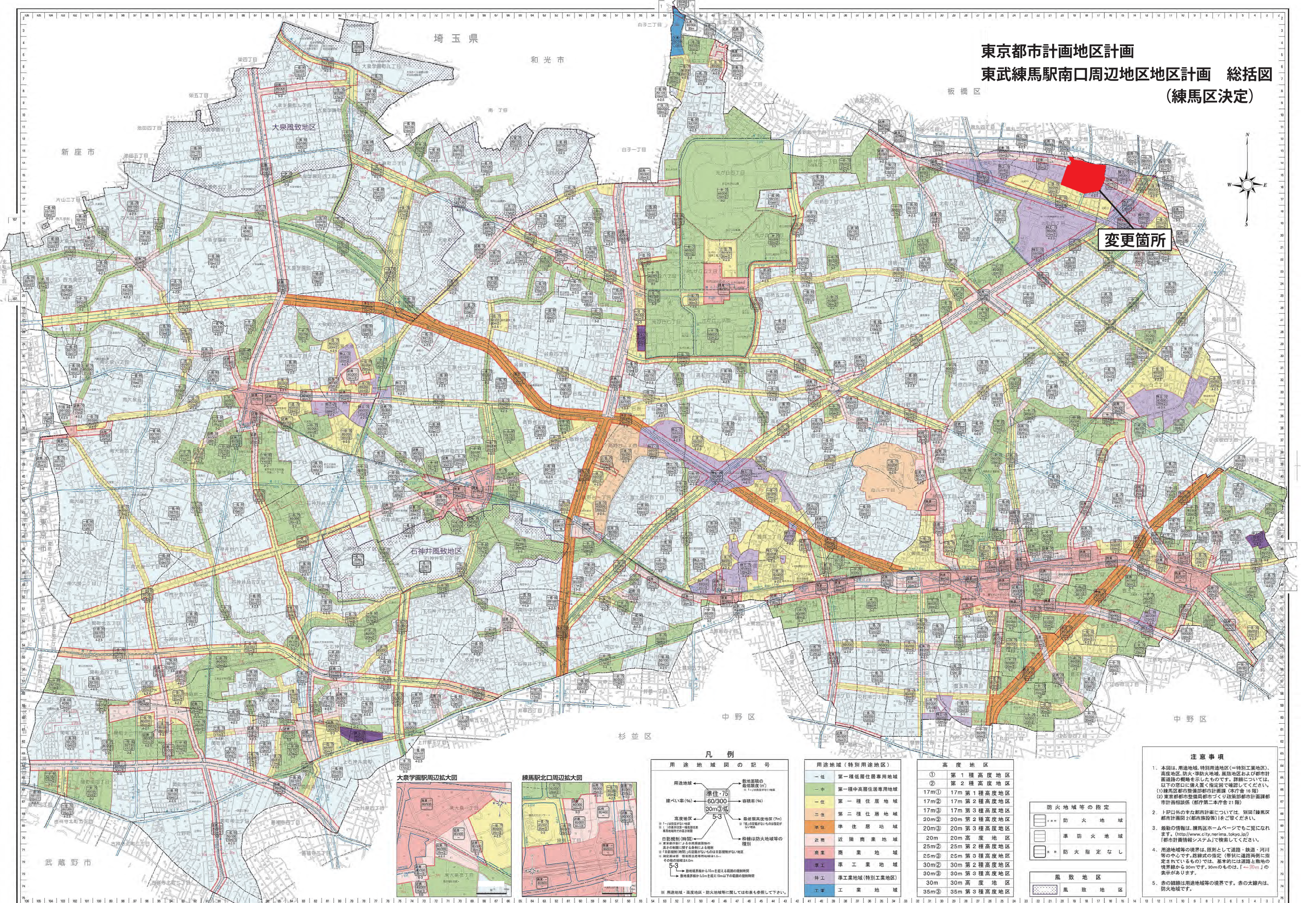


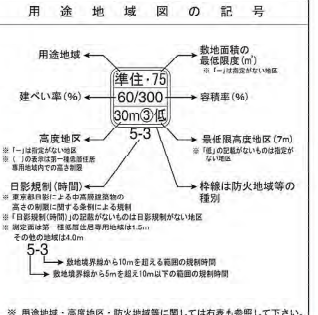
東京都市計画地区計画 東武練馬駅南口周辺地区地区計画 総括図 (練馬区決定)



変更箇所



凡例



用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第2種高度地区
25m②	25m 第3種高度地区
30m①	30m 第2種高度地区
30m②	30m 第3種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

風致地区	
■	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。
 - 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎18階)
 - 東京都都市整備局都市づくり推進部都市計画課都市計画相談係 (都庁第二本庁舎21階)
 - 上記以外の区市町村については、個別「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」で検索してください)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定 (形状に道路両側に指定されているもの) では、基準には道路と敷地の境界線から30mです。30mのものは、「+30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

